

## 売買基本契約書

次の者は、本書の定めに基づき、ここに契約を締結する。  
この契約の締結を証するため、本書1通を作成し、各当事者が記名押印の上、乙が原本を、甲が原本の写しを保有する。

令和8年4月1日

買主（甲）

青森県青森市大字新城字平岡1番1号  
日本トーター株式会社 青森競輪事業所

売主（乙）

(住所)  
(会社名)  
(代表者名)



## 別表A

1 契約名称	藤崎場外 紙カップ飲料自動販売機売買基本契約
2 売買物件	別表B第2欄に掲げるとおり
3 有効期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  但し、この期間が満了する日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも書面による完了の意思表示がない場合は、この契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとするが、最終有効期限は令和11年3月31日までとする。
4 納入場所	藤崎場外車券売場（青森県南津軽郡藤崎町大字藤越字東一本木71-3）
5 売買代金	別表B第2欄に掲げる物件に応じ、同表第3欄に掲げる額に個別契約に定める数量を乗じた額の合計額（消費税及び地方消費税を含む）
6 支払方法	乙が指定する預金口座又は貯金口座への振込みによる方法
7 納入期日	個別契約に定める期日 ※藤崎場外開催日を基本とする。
8 検査期日	個別契約に定める期日 ※藤崎場外開催日を基本とする。
9 請求期日	検査期日の属する月の末日
10 支払期日	検査期日の属する月の翌月末日
11 遅延損害率	年14.6%
12 損害賠償限度額	自己に損害が生じた個別契約の代金の合計額

別表B

項	物件	単価（税込）
1	シロップドリンク類（200ml）	86円
2	パウダーコーヒー類（140ml）	86円

留意事項

- ・自動販売機内サービスカウンターにより管理を行い数量の報告を行うこと。
- ・自動販売機の点検及び修理を行った場合は内容の報告を行うこと。
- ・販売物件の品質に配慮を怠らないこと。
- ・物件の販売停止状態を極力回避する手段を講じること。
- ・点検及び修理依頼、消耗品等の補充依頼には速やかに応じること。